

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年5月14日（平成30年（行情）諮問第223号）

答申日：平成30年12月11日（平成30年度（行情）答申第348号）

事件名：特定の公判期日に刑事訴訟費用等に関する法律に基づき国が支出した費用が記載された文書の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「事件番号名古屋地方裁判所特定年特定番号，特定公判期日（特定年月日）の実施により，刑事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）を根拠として，費用法2条1号の費目の範囲で，捜査に関する費用を除き，国が支出した費用金額の記載のある文書であって，名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年1月19日付け名地企発第5号により名古屋地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，開示せよ。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

処分庁が不開示とした理由は，刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項を根拠とするものであるが，それは刑訴法により作成された「訴訟に関する書類」について規定されたものであって，本件請求は，費用法により作成された書類に対し開示を求めるものであるから，そもそも法律が異なり，刑訴法の適用を受けるものではない。

よって，処分庁の不開示決定には理由がない。

##### （2）意見書

審査請求人から平成30年6月7日付け（同月11日受付）で意見書が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### （1）開示請求の内容

本件開示請求は，本件対象文書を対象としたものである。

## (2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求は、費用法2条規定の刑事の手續における訴訟費用の金額を記載した文書の開示を求めるものであるところ、同文書は、訴訟に関する書類に該当し、その存否はさておき、請求自体からして、刑訴法53条の2第1項の規定により法の適用が除外される訴訟に関する書類に該当するとして、不開示決定（原処分）を行った。

## 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、原処分を取り消し、行政文書の開示決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、理由を述べる。

## 3 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手續の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判の開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手續によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手續等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、「訴訟に関する書類」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法の適用除外の対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

## 4 本件対象文書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

### (1) 本件対象文書について

本件開示請求は、特定の刑事事件における公判期日の存在を前提に、「当該特定公判期日の実施により、費用法を根拠として、費用法2条1号の費目の範囲で、捜査に関する費用を除き、国が支出した費用金額の記載のある文書」の開示を求めるものである。

仮に、特定の刑事事件の公判期日に証人が出廷し、費用法に基づき、

同証人に対して旅費等が給付された場合は、裁判所において当該給付に関する文書が作成されるため、同文書が本件対象文書に該当することとなる。

裁判所において本件対象文書が作成された場合、当該刑事事件の判決確定後、本件対象文書は、裁判所から検察庁に送付される刑事確定訴訟記録中に編てつされ、検察庁において、刑事確定訴訟記録法に基づき保管されることとなる。

## (2) 本件対象文書の訴訟に関する書類該当性について

前記のとおり、本件対象文書は、費用法の規定により、刑事の手続における訴訟費用の支給のために裁判所において作成され、刑事事件の確定後は、刑事確定訴訟記録に編てつされて保管されるものである。

したがって、本件対象文書は、①特定の公判期日に出廷した証人等に対し、刑事司法手続における訴訟費用の支給のため、司法機関である裁判所によって作成されるものであること、②開示・不開示の要件や開示手続等が自己完結的に定められた刑事確定訴訟記録として保管されること、③特定の公判に出廷した証人等に関する記載がなされる、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いものであることから、刑訴法53の2第1項規定の「訴訟に関する書類」に該当すると解される。

## 5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項規定の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されるため、処分庁が行った原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年5月14日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月11日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月9日    | 審議            |
| ⑤ 同年12月7日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書は刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、

原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について検討する。

## 2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

(1) 刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される。なお、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の3で説明するとおりである。

(2) そして、本件開示請求は、特定の刑事事件における特定公判期日の存在を前提に、「当該特定公判期日の実施により、費用法を根拠として、費用法2条1号の費目（公判期日若しくは公判準備につき出頭させ、又は公判期日若しくは公判準備において取り調べた証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人（以下「証人等」という。）に支給すべき旅費、日当及び宿泊料（以下「旅費等」という。）を指す。）の範囲で、捜査に関する費用を除き、国が支出した費用金額の記載のある文書」の開示を求めるものであるところ、仮に、特定の刑事事件の特定公判期日に証人等が出頭し、費用法に基づき、同証人等に対して旅費等が給付された場合は、当該給付に関する文書は裁判所において作成するものであることから、本件対象文書である「名古屋地方検察庁が作成もしくは保有するもの」としては、訴訟終結後、上記のような証人等への旅費等の給付に関する文書が、刑事確定訴訟記録中に編てつされて、特定の刑事事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁（本件においては名古屋地方検察庁）に送付され、刑事確定訴訟記録法に基づき、同検察庁の検察官により保管されている場合の当該文書が、これに該当することになる。

(3) そうすると、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当することは明らかであるから、法の規定は適用されないものである。

## 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史